

平成 30 年度第 7 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から午後 15 時 41 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 607 号室

3. 出席委員(18 人)

1 番 有重 貢	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美	5 番 近藤 幸恵
6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄	9 番 橋本 正二
10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之	13 番 平田 真一
14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄	17 番 箕田 英紀
18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文		

4. 欠席委員(1 人)

2 番 池本 秀雄

5. 議事日程

報告第 23 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 25 号 非農地証明願承認について

報告第 26 号 農地法第 5 条買受適格者証明について

議案第 41 号 農地法第 3 条について

議案第 42 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 43 号 農用地利用集積計画について

議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第 45 号 三次市農業委員会農地利用最適化推進委員会設置要綱（案）について

議案第 46 号 平成 31 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係 長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 7 回「三次市農業委員会総会」を開会いたします。最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

会長あいさつ

係 長 これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願いします。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 18 人であります。よって、総会は成立いたします。

池本委員から一身上の都合により欠席する旨の通知がありましたので報告いたしま

す。

本日の議事録署名者に、桃田委員・有重委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、平成 30 年度第 7 回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 23 号から報告第 26 号までの 4 件です。

議案が、議案第 41 号から議案第 46 号までの 6 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 23 号から報告第 26 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 23 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 64 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第 24 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 6 件ご報告いたします。

内容は、9 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第 25 号「非農地証明願承認」について 2 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、甲奴町小童字荒井田_____，現況地目は原野で、面積が 34 m²，申請人が、甲奴町小童_____，●● ●●さん，非農地となった理由は、20 年以上前から耕作放棄，原野化し現在に至っています。

申請番号 2 土地の所在が、甲奴町福田字宮ヶ迫_____，_____，_____，_____，現況地目は、すべて原野で、面積の合計が 839.3 m²，申請人が、呉市川尻町西 6 丁目_____，●● ●●さん，非農地となった理由は、_____と_____は平成 7 年から、_____と_____は平成 9 年から耕作放棄，原野化し現在に至っています。

報告第 26 号「農地法第 5 条適格者証明」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 1 土地の所在が、十日市東六丁目_____，現況地目は宅地で、面積が 119 m²，申請人が、十日市南四丁目_____，●● ●●さん，申請内容は宅地拡張です。

本件は、民事執行法による競売に付された物件への入札に当たり、買受適格者証明の申請があったものです。

申請内容について、書類審査及び地元委員、推進委員、事務局による現地調査を実施し、農地転用に係る許可基準に合致するものと判断し、証明したものです。

なお、申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断され

ます。

報告については以上です。

議長 報告第 23 号から第 26 号を報告いたしました。
報告 4 件について、質問があればどうぞ。

質問なし

議長 議案第 41 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 41 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 7-1 土地の所在が、栗屋町_____, 地目は田で、面積が 1,015 m², 譲渡人が、大阪府茨木市星見町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、栗屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 7,155 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 譲渡人の●●さんは、遠方に居住しており管理ができません。申請地は、数十年にわたって、譲受人の▲▲さんが耕作しており、今後も効率的な利用が見込まれます。周辺農地への影響はありません。よろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 7-1 を決めます。
次に申請番号 7-2 の説明を求めます。

係長 申請番号 7-2 は、申請者死亡により取下げとなりました。

議長 次に申請番号 7-3 の説明を求めます。

係長 申請番号 7-3 土地の所在が、栗屋町_____, _____, _____, 現況地目は、すべて山林原野で、面積の合計が 1,053 m², 譲渡人が、大阪府茨木市星見町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、栗屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,128 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 譲受人の▲▲さんは、新規就農者であり、現在は農機具等は保有していませんが、果樹等の栽培を行う予定で、効率的な利用が見込まれます。周辺農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-3 を決めます。
次に申請番号 7-4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-4 土地の所在が、吉舎町安田字中祖_____, 地目は田で、面積が 1,378 m², 譲渡人が、広島市東区牛田早稲田_____, ●● ●●さん, 譲受人が、吉舎町上安田_____, ●● ●●さん, 経営状況は、譲受人 12,716 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械はトラクターだけですが、他の機械は共同利用されています。農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供する農地は、すべて効率的な利用が見込まれます。周辺農地への影響もありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-4 を決めます。
次に申請番号 7-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-5 土地の所在が、三和町羽出庭字宮蔵_____, 地目は田で、面積が 855 m², 譲渡人が、群馬県館林市成島町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三和町羽出庭_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 16,378.69 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請地は、利用権設定で譲受人が借り受けていましたが、期間が終了し、地元で農業後継者もないことから、譲受人に譲渡を希望されています。譲受人は申請地の隣地を所有しており、一体的な利用ができます。周辺農地への影響もありません。よろしくをお願いします。

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-7 を決めます。
次に申請番号 7-8 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-8 土地の所在が、三和町羽出庭字和木_____, _____, 宇鳥越_____, _____, _____, _____, _____, 地目は田が 6 筆で、4,549 m², 畑が 1 筆で、34 m², 面積の合計が 4,583 m², 譲渡人が、広島市安佐北区亀山 3 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三和町羽出庭_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 7,661 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲渡人は、遠隔地に居住し、高齢であり、農地の管理ができないため、今まで譲受人が耕作管理されています。今回、両者の希望で所有権移転し、引き続き耕作管理されます。周辺農地への影響はありません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-8 を決めます。
次に申請番号 7-9 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-9 土地の所在が、甲奴町宇賀字品谷_____, 地目は畑で、面積が 310 m², 譲渡人が、甲奴町宇賀_____, ●● ●●さん, 譲受人が、広島市安佐南区上安 5 丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 1,098 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は譲受人の農地に隣接しており、譲渡人から譲渡を希望されており、この度双方が合意に至りました。譲受人の農作業の状況は問題ありません。周辺農地への影響もありません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 41 号「農地法第 3 条」については、申請番号 7-2 を除いて、7-1 から申請番号 7-9 までを、異議なしと決めます。
議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、11 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 7-1 土地の所在が、秋町_____，地目は田で、面積が 1,024 m²，譲渡人が、秋町_____，●● ●●さん，譲受人が、広島市安佐南区西原二丁目_____，株式会社 ▲▲▲▲，申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請地は数年前から耕作されておらず、今後も耕作する予定がなく、売却して太陽光発電施設を設置して有効活用をするため申請されました。計画面積は、太陽光パネル 256 枚を設置する計画であり妥当です。除草管理については、防草シートを全面に敷くことで対応されます。問題ないものと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-1 を決めます。
次に申請番号 7-2 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-2 については、申請者死亡により取下げとなりました。

議 長 次に申請番号 7-3 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-3 土地の所在が、十日市東六丁目_____，現況地目は宅地で、面積が 119 m²，申請人が、十日市南四丁目_____，●● ●●さん，申請内容は宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

本件は、農地法第 5 条買受適格者である申請人が、民事執行法による競売において落札し、申請したものです。

なお、施設について、報告第 26 号では駐車場が 4 区画とされていましたが、本申請においては 5 区画に計画が変更されました。

以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 この案件は、競売物件を●●さんが落札し宅地として転用されるものです。申請地には、前所有者によって建築された住宅の一部がかかっており、顛末書が提出されています。残りは駐車場に転用されます。都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地であり、宅地への転用は支障がないと思われれます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-3 を決めます。

次に申請番号 7-4 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-4 土地の所在が、四拾貫町_____, _____, _____, 現況地目は田が 2 筆で、723 m², 雑種地が 1 筆で、41 m², 面積の合計が 764 m², 譲渡人が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、庄原市川北町_____, ▲▲ ▲▲さんと、君田町藤兼_____, ■■ ■■さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

なお、備考欄へ分筆登記申請中としていますが、議案書作成後に分筆登記が完了しましたのでご報告します。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人の●●さんは、仕事上、耕作が困難で耕作放棄地になっています。譲受人は、現在アパートに居住していますが、住宅地を求めていたところ、今回双方で話がまとまり住宅を建築することになりました。申請地はもともと奥に細長い農地でしたが、宅地として活用されるには広すぎるため、必要部分だけ分筆されています。

住宅建築にあわせて、奥に残る農地の進入路も整備されます。

他の農地への影響等問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-4 を決めます。

次に申請番号 7-5 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-5 土地の所在が、下川立町_____, _____, _____, 現況地目は、すべて田で、面積の合計が 1,040 m², 貸主が、下川立町_____, ●● ●●さん, 借主が、広島市安佐南区西原 8 丁目_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請地は、県道のバイパス工事で農地が分断され、水の確保が難しいため、数年前から耕作を行っていません。今後も農業を行う見込みがないため、土地を有効活用するために、太陽光発電設備を設置されるものです。計画面積は、太陽パネル 324 枚を設置する計画で妥当です。除草管理については、防草シートを敷かれます。

問題ないものと思われます。よろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 7-5 を決めます。

次に申請番号 7-6 の説明を求めます。

係長 申請番号 7-6 土地の所在が、三良坂町三良坂字下郷_____, 仮換地地番_____, 地目は田で、面積が 462 m², 仮換地面積が 246.52 m², 譲渡人が、三良坂町三良坂_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三次町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、土地区画整理事業の施行地区内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は、みらさか土地区画整理事業地区内にあり、その目的に応じた申請内容となっており問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 7-6 を決めます。

次の申請番号 7-7 と申請番号 7-8 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 7-7 と申請番号 7-8 の借主は、西酒屋町_____, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、進入路の整備です。

申請番号 7-7 土地の所在が、四拾貫町_____, _____, _____, _____, 地目はすべて田で、面積の合計が 1,210 m², 貸主が、四拾貫町_____, ▲▲ ▲▲さんです。

申請番号 7-8 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は畑で、面積が 363 m², 貸主が、庄原市東本町 3 丁目_____, ■■ ■■さんです。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。開発行為許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人の▲▲さんは、高齢で体調も悪く耕作ができなくなっています。また、■■さんは、遠方に住まわれているため耕作ができなくなっており、このたび、譲受人と話がまとまり申請となりました。

今回の申請は、申請農地の近隣にぶどう園を建設するにあたり、進入路がないため進入路として転用するものです。

他の農地への影響はありません。また、残地についても、譲受人が耕作を予定されています。問題ないものと思われます。よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-7, 7-8 を決めます。
次に申請番号 7-9 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-9 土地の所在が三次町_____, 地目は畑で、面積が 144 m², 譲渡人が、千葉県千葉市花見川区幕張本郷 3 丁目_____, ●● ●●さんと、千葉県千葉市中央区市場町_____, ▲▲ ▲▲さんで、持分がそれぞれ 2 分の 1, 譲受人が、広島市中区上八丁堀_____, ■■ ■■さん、申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

係 長 地元委員より報告を受けていますので私の方からお伝えします。
申請地は譲受人の所有地に隣接する土地であり、他に進入路がありません。平成 12 年に既存建物に接続して増築され、物置も新築されています。譲渡人から顛末書が提出されています。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-9 を決めます。
次に申請番号 7-10 の説明を求めます。

係 長 申請番号 7-10 土地の所在が西酒屋町_____, 地目は田で、面積が 402 m², 譲渡人が、東広島市西条町御菌宇_____, ●● ●●さん、譲受人が、十日市南六丁目_____, ▲▲ ▲▲さん、申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲受人は、隣接する土地に建っている住宅を購入される際、申請地を併せて購入し、進入路の幅及び駐車場を整備するとともに、家庭菜園として利用するものです。
周辺農地等に支障はないものと認められます。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 7-10 を決めます。
次に申請番号 6-1 の説明を求めます。

係 長 申請番号 6-1 土地の所在が、向江田町_____, 地目は田で、面積が 988 m², 譲渡人が、三良坂町岡田_____, ●● ●●さん, 譲受人が、鳥取県鳥取市叶_____, ▲▲▲▲ 有限会社, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。
転用後の除草管理の確実性が懸念されるため保留としていましたが、この度、除草管理に係る誓約書が提出されたため議案としたものです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありますか。

11 番 前回保留とした案件ですが、関連企業が運営する隣接太陽光発電施設の除草が行われ、除草管理に係る誓約書が提出されたため、除草管理の確実性が一定程度確保されたと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 7-2 を除き、7-1 から申請番号 7-10 まで、及び申請番号 6-1 を異議なしと決めます。

議案第 43 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 43 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

69 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、1 件で 397 m², 農地中間管理権の取得にともなうものが、64 件で 309,871 m², 合計が、65 件で 310,268 m²です。

各申請については 36 ページから 68 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質問、意見等がありましたら、発言してください。

8 番 集積計画の中に、700 m²あまりの農地が入っているが、中間管理機構へ預けられる農地は、1,000 m²以上と認識していたが、下回っても預かってもらえるのか教えてもらいたい。

事務局 中間管理機構へ預けられる農地 1,000 m²以上は、遊休農地と判断された農地につい

てであり、遊休農地以外の面積の基準は、田 300 m²以上、畑 100 m²以上となっております。今回の場合は、人・農地プランによって借受希望者が決まっており、面積の基準はあてはまりません。

議 長 それでは、議案第 43 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 43 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 44 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 44 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、72 ページの照会に対して、82 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、73 ページ以降をご覧ください。三若地区で作成されている人・農地プラン（平成 30 年度）に基づき、プランの担い手である農事組合法人 ●●●●に農地 141 筆、309,871 m²を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 質疑があればどうぞ。

（質問、意見なし）

議 長 それでは、議案第 44 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 44 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

続きまして、議案第 45 号「三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員会設置要綱（案）」について事務局から説明を求めます。

係 長 恐れ入りますが、議案第 45 号の議案書について、本日お配りしたものと差替えをお願いします。これは、事前協議先の三次市総務課からの指摘により、条文の追加や表現の修正等の必要があることが判明したもので、主旨及び主な内容等に変更はありません。議案書に差替えの必要が生じたことにつきまして、お詫び申し上げます。

議案第 45 号「三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員会設置要綱（案）」について、主な修正内容と合わせてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよ

ろしくお願いいたします。

先ず、原案と修正案の主な変更点について、3点ご説明します。

1点目は、修正案に第3条として組織の項目を追加し、推進委員により組織することを明記しました。

2点目に、役員 の 名称 について、原案では、第7条に推進委員会を総理する者を「地区代表者会議議長」、その代理者を「地区代表者会議副議長」としていましたが、推進委員会全体に係る役員であることから、それぞれ「会長」及び「副会長」と修正し、第4条に規定しました。

3点目に、第10条として、必要な事項についての別規程等への委任条項を加えました。その他、細部の表現を修正しています。

次に本議案の主旨でございますが、平成29年4月の農業委員会の新体制への移行以来、試行してきた農地利用最適化推進委員組織について明文化し、円滑で効果的な事業推進体制を構築しようとするものです。

最後に要綱(案)の主な内容について、3点ご説明します。

1点目は、推進委員会の所掌事務を、「農地等の利用の最適化の推進に関わる現場活動に必要な事項」とし、第2条に規定しました。

2点目は、会議として、市内全域で取り組むべき事項の決定等を行う地区代表者会議、推進委員全員への連絡調整を行う全体会議、地区内での連絡調整を行う地区会議をそれぞれ設けることとし、修正案では第5条から第8条に規定しました。

3点目は、農業委員会会長から請求があった場合の、農業委員会総会への審議過程についての報告義務を設けています。修正案では第9条に規定しました。

説明は以上です。

議長 質問、意見はありますか。

8番 第9条の、推進委員会は、農業委員会会長の求めに応じ、総会で報告するとなっているが、これは文書によるものか、それとも出席を求めるのですか。

係長 この場へ出席しての報告になります。

11番 会議の開催回数 の 目安 はありますか。

係長 地区代表者会議は、2ヶ月に1回の定例となり、臨時的な開催もあります。地区会議は、各地区で随時、必要に応じての開催となり、全体会は今まで開催したことはありませんが、必要に応じて開催することとなります。

議長 それでは、議案第45号「三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員会設置要綱(案)」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第45号「三次市農業委員会の農地利用最適化推進委員会設置要綱(案)」について、承認することに決めます。

議長 議案第46号「平成31年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)」

について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 46 号「平成 31 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第 46 号について、修正をお願いします。本日お配りしています、正誤表をご覧ください。87 ページ 9 行目の記載を、農林水産業と農業経営に修正ください。また、87 ページ 11 行目を複数の委員・推進委員に修正ください。

それでは、説明させていただきます。本案は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、三次市長へ農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出するため、その内容を決定しようとするものです。

その主な提案内容をご説明します。

85 ページをお開き下さい。

1 は、担い手の育成・支援のため、農機具の無償での貸出や、市外就業者雇用時の、住居の確保・家賃補助に係る制度を創設するものです。

2 は、認定農業者以外の農業後継者への支援。

3 は、有害鳥獣対策として、駆除を主導する専任の担当者の配置。

4 は、荒廃農地・遊休農地対策として、借り手が付かない農地の管理に対する支援と、放牧事業への補助制度の充実。

また、農地利用促進に係わる事務を速やかに行うため、臨時的職員を繁忙期である期間に配置。

5 のその他の項目の（1）は、米の直接支払交付金制度の廃止に当たり、農業経営安定施策に係る国・県への要望活動を提案しています。

（2）は、離農者の増加に備えた、「人・農地プラン」の策定や「農地中間管理機構」の活用促進です。

（3）は、農地や住居等の一層の情報提供により、若年世代の定住促進を進めようとするものです。

（4）は、三次市小規模農業施設改良補助金及び三次市土地改良区単独補助事業の補助率増による農家負担の軽減です。

（5）は、農家の所得向上を図るため、栽培技術改善の普及指導に加え、新たな農産物の研究促進を進めるものです。

（6）は、自然災害を受けた農地が農地として復旧する間、固定資産税の減免措置による農家負担の軽減です。

説明は以上です。

議 長 ご意見がありますか。

（質問、意見なし）

議 長 それでは、議案第 46 号「平成 31 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 46 号「平成 31 年度三次市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて役員会の報告、一般報告や協議事項等があればお願いします。

事務連絡

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、11 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。

以上で平成 30 年度第 7 回農業委員会総会を終了します。

平成 30 年 10 月 5 日